

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年12月に成立したIR推進法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律）は、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において附帯決議が付され、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備、ギャンブル等依存症患者の相談体制及び臨床医療体制の強化などを政府に求めることとされた。

これを受けて、本年3月、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議がギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理を公表するなど、対策が講じられているところである。

ギャンブル等依存症は、自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題を生じさせるとともに、IR推進法の実施法が制定されれば、カジノ施設を含む複合観光施設の設置が可能となることから、ギャンブル等依存症対策は非常に重要な課題である。

よって、国におかれては、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ギャンブル等依存症の実態を正確に把握すること。
- 2 公営ギャンブル等は、所管官庁が複数にわたることから、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための体制の構築について検討すること。
- 3 ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な施策及び実施方法を早急に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月22日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

宛て

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

金融担当大臣

消費者及び食品安全担当大臣

国家公安委員会委員長